

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 両神小鹿野線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字沼里七九六七番一地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町両神薄字沼里七九 八九番一地先から同郡同町両神薄</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・二一〇 二七・〇九</p>	<p>一〇・八二〇 一五・九六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一四七・二〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>社会資本整備総合交付 金(改築)整備工事(沼 里工区)</p>	<p>備 考</p>